

## 政策評価の内容点検の結果について

平成 20 年 10 月  
総務省行政評価局

平成 19 年に各府省が実施した政策評価の内容点検の結果については、これまで政策評価分科会に付議した上で、平成 20 年 3 月 28 日及び 6 月 16 日に関係府省に通知し、公表したところ。

今回は、その後、更に政策評価結果の妥当性を確認する必要のあった 2 事例について、事実関係の把握・整理が終了したので、追加的に報告するもの。

※ 平成 20 年の新たな案件については、目下各府省の評価書等を基に情報収集を行い、内容点検を進めているところ。

【概要（総務省において生じた疑問の類型による分類）】

事例1 国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区（宮城県））〔農林水産省公共事業再評価〕

○便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃用損失額の算定に当たり、事業計画策定時に個々の施設の完成年次が明確でないことを理由に、事業完了予定年次をもって廃用損失額を算定した場合において、再評価時にも個々の施設の整備の進捗状況を反映させた見直しを行わないとすると、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなることから、再評価時には個々の施設の整備の進捗状況を適切に反映させて廃用損失額を算定すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業については、指摘を踏まえ、個々の施設の整備の進捗状況を反映し、施設ごとに完成年次を設定して廃用損失額を算定した場合、費用便益比は再評価時点の1.08から下がるものの、1を超えていることが確認された。</li> </ul>
<p>＜今後の課題＞</p> <p>今後、同様の状況が生じ得る事業については、費用便益比に与える影響を勘案し、必要な確認を行うことが求められる。</p> <p>＜農林水産省の見解＞</p> <p>再評価時の効果算定においては、事業計画策定時に比べ分析に係るコストと時間が限られることから、費用対効果の算定に際して、基礎となる要因について現行事業計画からの変更が軽微と認められる項目については精緻な把握・見直しを行わないこととしており、廃用損失額の算定にあたっては、整備の進捗状況に応じた完成年次を個々の施設毎に反映させることは行っていない。</p> <p>これについては「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）の「3政策効果の把握に関する基本的な事項」に「政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする」とされていることに基づき、基礎資料の整理や関係団体への意見聴取など多岐に及ぶ再評価全体の作業量を勘案し運用しているものである。</p> <p>なお、確認結果にあるとおり、再評価時の廃用損失額の算定において個々の施設の整備の進捗状況を細かに把握し反映したとしても、費用対効果分析結果に関して、作業にかかる時間・労力に見合うだけの差が生じないことは確認済みであり、当省としては現行の廃用損失額の算定手法は、事業の方向性について迅速に判断することを目的としている再評価においては妥当と考えている。</p>	

**事例 2** 国営かんがい排水事業（岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省公共事業再評価〕

○便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃用損失額の算定に当たり、事業計画策定時に個々の施設の完成年次が明確でないことを理由に、事業完了予定年次をもって廃用損失額を算定した場合において、再評価時にも個々の施設の整備の進捗状況を反映させた見直しを行わないとすると、結果として廃用損失額が過小に算定されることとなることから、再評価時には個々の施設の整備の進捗状況を適切に反映させて廃用損失額を算定すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業については、指摘を踏まえ、個々の施設の整備の進捗状況を反映し、施設ごとに完成年次を設定して廃用損失額を算定した場合、費用便益比は再評価時点の 1.23 から下がるものの、1 を超えていることが確認された。</li> </ul>
<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>今後、同様の状況が生じ得る事業については、費用便益比に与える影響を勘案し、必要な確認を行うことが求められる。</p> <p>&lt;農林水産省の見解&gt;</p> <p>再評価時の効果算定においては、事業計画策定時に比べ分析に係るコストと時間が限られることから、費用対効果の算定に際して、基礎となる要因について現行事業計画からの変更が軽微と認められる項目については精緻な把握・見直しを行わないこととしており、廃用損失額の算定にあたっては、整備の進捗状況に応じた完成年次を個々の施設毎に反映させることは行っていない。</p> <p>これについては「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）の「3 政策効果の把握に関する基本的な事項」に「政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする」とされていることに基づき、基礎資料の整理や関係団体への意見聴取など多岐に及ぶ再評価全体の作業量を勘案し運用しているものである。</p> <p>なお、確認結果にあるとおり、再評価時の廃用損失額の算定において個々の施設の整備の進捗状況を細かに把握し反映したとしても、費用対効果分析結果に関して、作業にかかる時間・労力に見合うだけの差が生じないことは確認済みであり、当省としては現行の廃用損失額の算定手法は、事業の方向性について迅速に判断することを目的としている再評価においては妥当と考えている。</p>	

## ○便益算定に用いられているデータ等の活用状況に疑義があるもの

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本事業の作物生産効果の算定に用いられている作物別計画作付面積について、現状のデータから見て、当該地区における最近の営農の動向を反映していないのではないかと疑義がある。</li> </ul> <p>再評価時においては、最近の作物別計画作付面積の動向を適切に把握し、これを踏まえて評価を行うべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再評価時において、作物生産効果の算定に当たり、作物別計画作付面積の現状を正確に把握することは、営農計画を再策定するのと同程度のコストと時間を要する手続が必要となる。このため、関係市町等に対するヒアリングを通じて、本地区における最近の営農の動向の把握に努めた上で、受益面積や稲作転換等の変動分を現行事業計画の作物別面積割合をベースに按分することにより、現行事業計画策定時からの諸情勢の変化を可能な限り反映させていることが確認された。</li> </ul>
<p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>今後、再評価に当たっては、営農の動向を適切に把握するため、関連する現状のデータ等を参考にしつつ、ヒアリングを行い、その透明性を高めることが求められる。</p> <p>&lt;農林水産省の見解&gt;</p> <p>再評価時における作物生産効果の算定手法については、当省としては、営農に著しい変化がない限り、引き続き現状どおりの評価手法で問題ないものと考えているものであり、疑義があるのであれば、引き続き両省間での十分な議論が必要であると考えている。</p>	

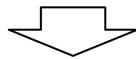
## 【参考】

### ○ 政策評価の内容点検（認定関連活動）

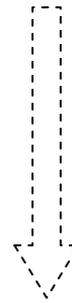
各府省の政策評価について、疑問を抱いた場合、事実関係の把握・整理を通じて疑問を解消し、その結果明らかになった問題の改善を図るもの（評価のやり直しの必要性等の「認定」など）

#### 〔実施手順〕

① 総務省は、各府省の評価書、情報収集結果に基づき、各府省の評価について疑問を生じた場合、各府省への書面による照会等により事実関係の把握・整理を行う



② 事実関係の整理がつき、解明すべき事柄が残らなかった場合（各府省により改善することが表明された場合など）は、その結果を政策評価分科会に報告し、年1回（年度末を予定）まとめて公表  
⇒ 評価をやり直す必要性等の「認定」に至らないで終了



③ 事実関係の整理がつかず、なお解明すべき事柄が残る場合は、政策評価分科会において調査審議  
⇒ 評価をやり直す必要性等の「認定」の可否を検討